

令和元年 11 月 1 日

公益社団法人砂防学会  
中四国支部 正会員各位

公益社団法人砂防学会  
中四国支部長 山下祐一

## 代議員候補者の募集について

公益社団法人砂防学会定款第 11 条に定める代議員選挙のため、代議員選挙実施規程に基づき、代議員候補者を募ります。代議員選挙への立候補を希望される支部内正会員は、下記のとおり、当職まで応募してください。

### 記

#### 1. 代議員候補者の要件

公益社団法人砂防学会の正会員であること。

当支部が、学会本部事務局に主たる支部として登録している支部（主たる支部）、主たる支部を登録していないが代議員選挙用に学会事務局に登録してある住所または登録していない場合は砂防学会誌の送付先住所（登録住所）の所在する支部であること。

理事及び監事とは兼任できません。

#### 2. 応募の方法

代議員選出規程第 7 条第 2 項に基づき、様式 1 により、下記宛先にメールで応募して下さい。

メール送付先アドレス：

詳しい手順は、下記の応募の「届出」手順を参照して下さい。

#### 3. 応募期限 令和元年 11 月 14 日（木）必着

#### 4. 代議員候補者の選定等

応募者数が支部の代議員定数を超えた場合は、15 名以上の推薦人リストを添えて再応募となります。支部から推薦された代議員候補者は、砂防学会正会員による選挙を経たうえで、正式に代議員として選出されることとなります。

#### 5. 代議員の役割など

代議員の役割については、公益社団法人砂防学会定款に示されています。定款第 21 条によれば、代議員で構成する総会は定款の変更、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、役員の選任又は解任等、学会の最高意思決定機関としての役割を有します。

## 応募「届出」手順

- (1) 「様式1」の①欄を全て記入してください。
- (2) これをメールに添付して、支部長の指定した宛先に送信してください。
- (3) メールのはじめの件名は「中四国支部代議員応募届出」としてください。
- (4) 届出を確認するために「受信確認」のチェックを入れてください。
- (5) 届出様式の添付以外に本文を掲載する必要はありません。

なお、以上の手順を遵守できていない場合は届出を受理しないこともあります。

### 【応募者数が支部の定数を超えた場合の追加手順】

(6) 様式1の①欄を全て記入し、次に②欄に支部内正会員15名以上の推薦人情報を記載する。ただし、推薦人は複数の希望者を推薦することはできません。なお、支部の定数を超えた場合は支部長から応募者に連絡いたします。

(7) メールによる届出方法は上記の(2)～(5)を準用します。

※「支部内正会員」とは、登録住所が当該支部内として学会本部事務局に登録している正会員です。

## 6. 問合せ先

公益社団法人 砂防学会中四国支部事務局 中瀬有祐

E-mail [nakase@fukken.co.jp](mailto:nakase@fukken.co.jp) (中瀬有祐)

TEL (082)-506-1867 FAX (082)-506-1894 (復建調査設計(株))

以上